

入札時に提出する陳述書について

(お知らせ)

入札時には、入札書、住民票（コピーは不可）等のほか、陳述書も提出していただく必要があります（民事執行法 65 条の 2、民事執行規則 38 条 7 項、31 条の 2）。

入札書と共に陳述書が提出されないと、その入札は無効となります。また、陳述書の追完はできません。

陳述書の記載に不備がある場合には、入札が無効となることがありますので、記入、提出に当たっては、陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

なお、各陳述書の「陳述」欄にある「自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙（中略）のとおりです。」は、これに該当する場合のみ、□にチェックを入れてください。□にチェックが入っているのに、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない場合は、その入札は無効となります。

陳述書は、神戸地方裁判所尼崎支部執行官室でお受け取りいただくか、BIT (<https://www.bit.courts.go.jp/>) のホーム画面右下にある「ダウンロード」にも掲載しております。

必要書類など、ご不明な点は、神戸地方裁判所尼崎支部執行官室（06-6438-1869）までお問い合わせください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年11月18日

神戸地方裁判所尼崎支部競売係

裁判所書記官 岸 本 勝 也

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年12月 4日から 令和 7年12月11日まで
開札期日	日 時 場 所 令和 7年12月18日 午前10時00分 神戸地方裁判所尼崎支部開札場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 8年 1月 8日 午前10時00分 神戸地方裁判所尼崎支部競売係
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則33条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年11月18日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	14,600,000 11,680,000		2,920,000	127,388	27,297



物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|--------------|
| 1 | 所 | 在 | 宝塚市中山台一丁目 |
| | 地 | 番 | 84番 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 218.61平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 9月29日

神戸地方裁判所尼崎支部競売係

裁判所書記官 岸 本 勝 也

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-----|--------------|
| 1 | 所 在 | 宝塚市中山台一丁目 |
| | 地 番 | 84番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 218.61平方メートル |



令和7年(ケ)第30023号
令和7年7月3日受理
令和7年7月29日提出

現況調査報告書

神戸地方裁判所尼崎支部

執行官 大 島 俊 宏 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1	所 在	宝塚市中山台一丁目
	地 番	84番
	地 目	宅地
	地 積	218.61平方メートル



(土地用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	兵庫県宝塚市中山台1丁目5番4号
土地	物件1
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ 農地（物件 ） ☐ 雑種地（物件 ） ☐ 山林（物件 ） ☐ （物件 ）
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐ 土地概略図
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 ☐ 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している ☐ 上記の者が駐車場として使用し、占有している ☐ 上記の者のうち土地使用者が山林、雑種地及び溜池の状態で占有している。 ☒ 上記の者が本土地を更地の状態で占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐
その他の事項	「その他の事項（3枚目）」のとおり
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 保管開始日 年 月 日 支部 年()第 号
建物 （目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2枚目)

その他の事項

- 1 物件1土地の占有状況については、第三者の占有の可能性は認められず、関係人の陳述及び立入調査の結果から2枚目のとおりと判断した。
- 2 物件1土地は、南側を幅員約5.8mの市道に接面する整形地であり、南西端部分にはカーポートが設置されている。
- 3 北側隣接地とは高低差があり、北側隣接地は物件1土地に比して約1.5m高位にある。
- 4 隣接地とは塀や擁壁で概ね明瞭に区分されており、形状は概ね地積測量図のとおりである。
- 5 物件1土地内には「好評分譲中」と書かれたのぼり旗が3本立っている。
- 6 債務者兼所有者会社宛てに照会書を送付したが、宛先不明で戻ってきた。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 近隣住民	1 数年前からここは空き地になっています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R7年7月7日(月) 10:35-10:45	物件所在地	物件確認、外観撮影、近隣住民から事情聴取
R7年7月8日(火) 11:10-11:35	神戸地方法務局 伊丹支局	公図等及び全部事項証明書交付申請
R7年7月16日(水) 15:15-15:30	物件所在地	立入調査、写真撮影、評価人帯同
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

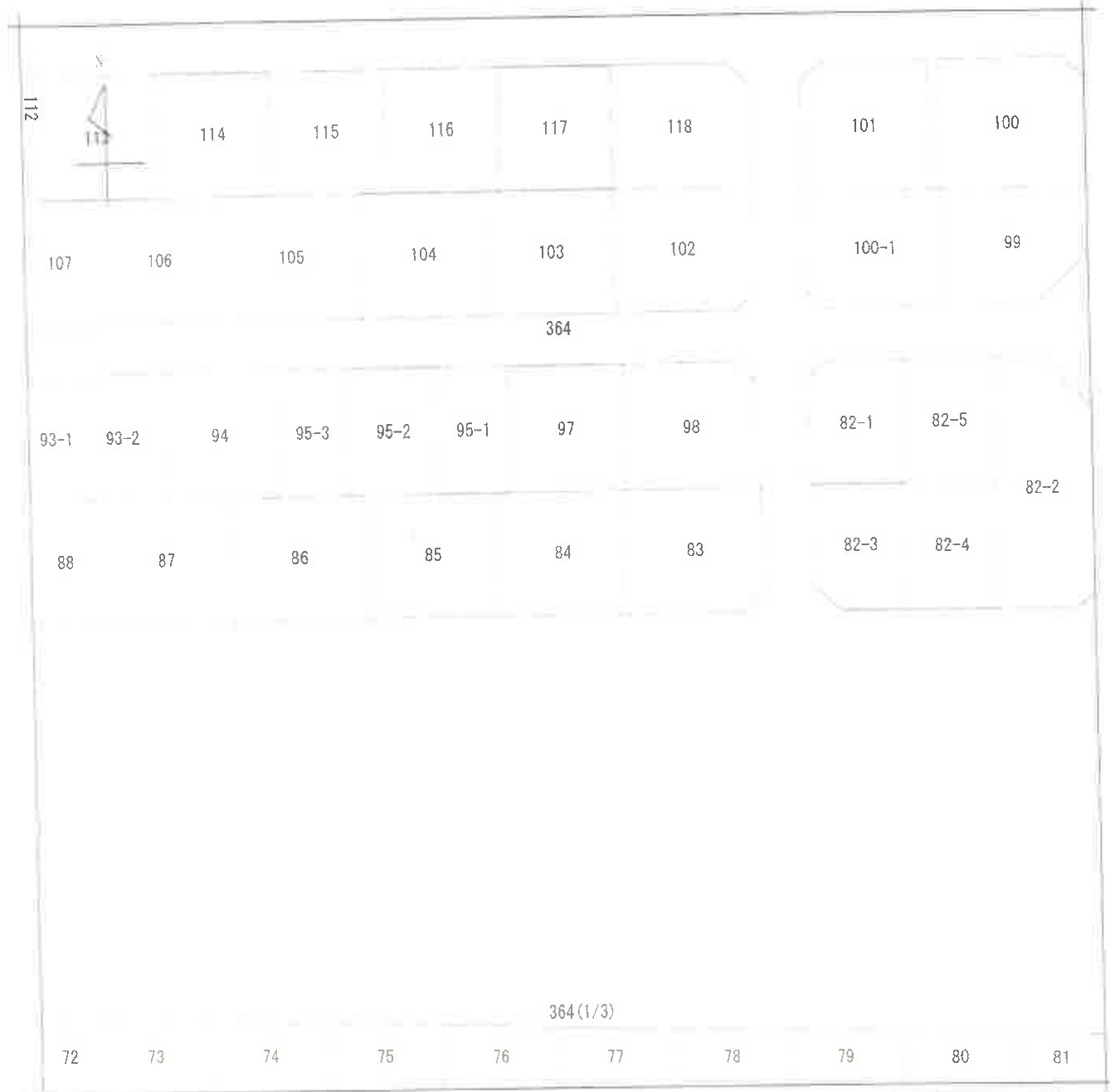
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

本図面はA3版をA4版
に縮小したものである



注 地図に準ずる図面は、七地等の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面。土地の位置及び形状が概略を記載した図面です。

地番区域見出し
中山台1丁目

中山台1丁目

請求 番号	所在地	宝塚市中山台一丁目			地番	84番		
図面 番号	1/500	精度	座標系 又は 座番は 記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
図面 名称				提出 年月日 (原図)	補記 事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

本図面はA3版をA4版に縮小したものである

83
84 ~ 92
93 - 1.94
95 - 1
97.98

新
10-207
10-210
10-224

前 10-207 後 10-201
10-210
10-224

天

測



地

10-257 宝塚市中山台1丁目
10-210 宝塚市中山台1丁目

012-21 102-01

在 环境 城市与乡村

宝坻市中山路丁目

210-84

10-21-15

221-95.1

777-11 → 95110

10 10 99 99

11-67-01

96(10-22) 18

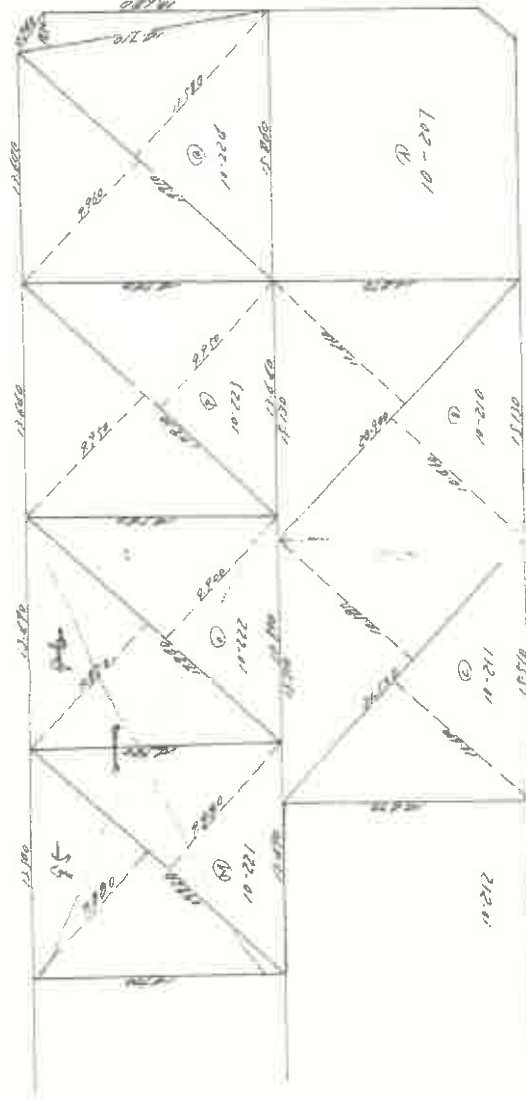
961295番1合筆
95番地積受

昭和四年七月八日

作 製 年 月 日

昭和 43 年 7 月 2

作者

[illegible][illegible]
$$\begin{array}{r} 10 \cdot 2270 \text{ (b)} \\ 3590 \cdot 10 = 35900 \\ 10 \cdot 210 \text{ (b)} \\ 2590 \times 210 = 54390 \\ 210 \times 210 = 44100 \\ 210 \times 2590 = 54390 \\ 210 \times 2270 = 47670 \\ 210 \times 210 = 44100 \\ 210 \times 210 = 44100 \\ 210 \times 210 = 44100 \end{array}$$

grad 200

R

200

本図面はA3版をA4版に縮小したものである

2/2

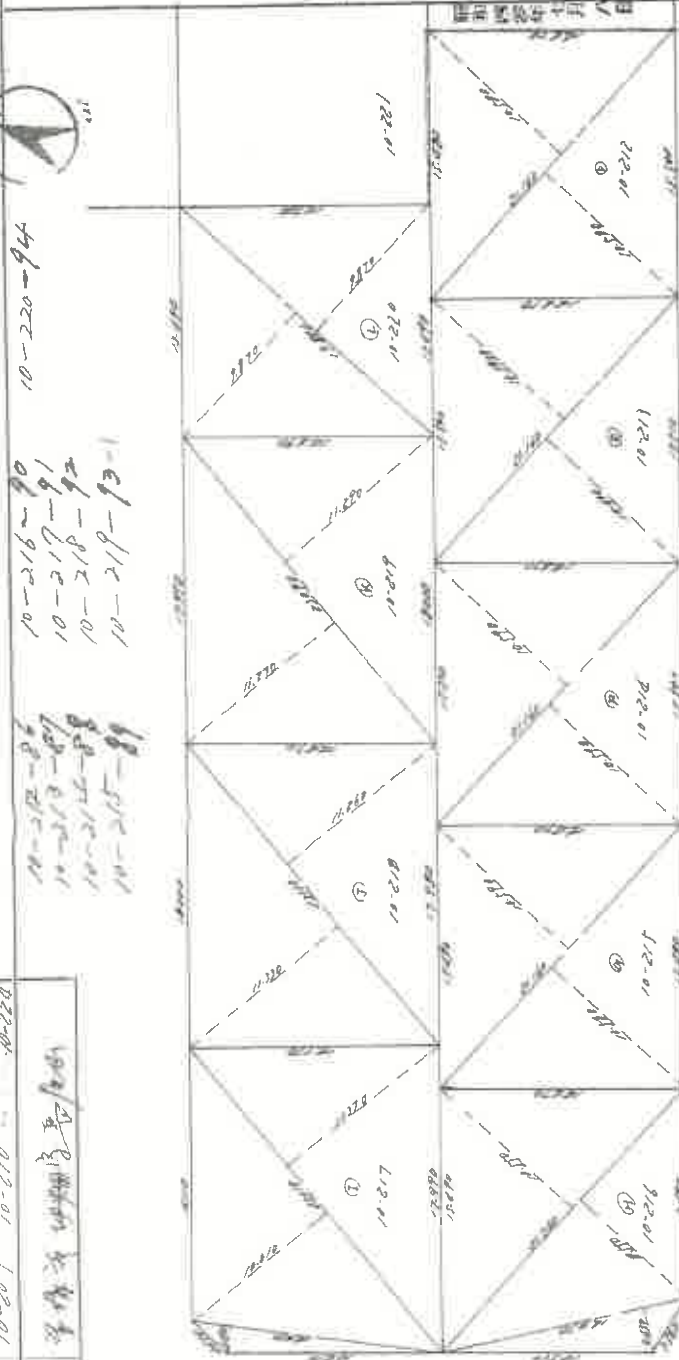
宝塚市中山台1丁目

測量図 102

宝塚市中山台1丁目
宝塚市中山台1丁目
宝塚市中山台1丁目

地 番	10-207	10-210	10-220
土地の所在	宝塚市中山台1丁目		

作 製 年 月 日	昭和 20 年 7 月 2 日
作 製 者	



10-220(1)	10-220(2)	10-220(3)	10-220(4)
10-220(1)	10-220(2)	10-220(3)	10-220(4)
10-220(1)	10-220(2)	10-220(3)	10-220(4)
10-220(1)	10-220(2)	10-220(3)	10-220(4)
10-220(1)	10-220(2)	10-220(3)	10-220(4)
10-220(1)	10-220(2)	10-220(3)	10-220(4)
10-220(1)	10-220(2)	10-220(3)	10-220(4)
10-220(1)	10-220(2)	10-220(3)	10-220(4)
10-220(1)	10-220(2)	10-220(3)	10-220(4)
10-220(1)	10-220(2)	10-220(3)	10-220(4)

10-220(1)	10-220(2)	10-220(3)	10-220(4)
10-220(1)	10-220(2)	10-220(3)	10-220(4)
10-220(1)	10-220(2)	10-220(3)	10-220(4)
10-220(1)	10-220(2)	10-220(3)	10-220(4)
10-220(1)	10-220(2)	10-220(3)	10-220(4)
10-220(1)	10-220(2)	10-220(3)	10-220(4)
10-220(1)	10-220(2)	10-220(3)	10-220(4)
10-220(1)	10-220(2)	10-220(3)	10-220(4)
10-220(1)	10-220(2)	10-220(3)	10-220(4)
10-220(1)	10-220(2)	10-220(3)	10-220(4)

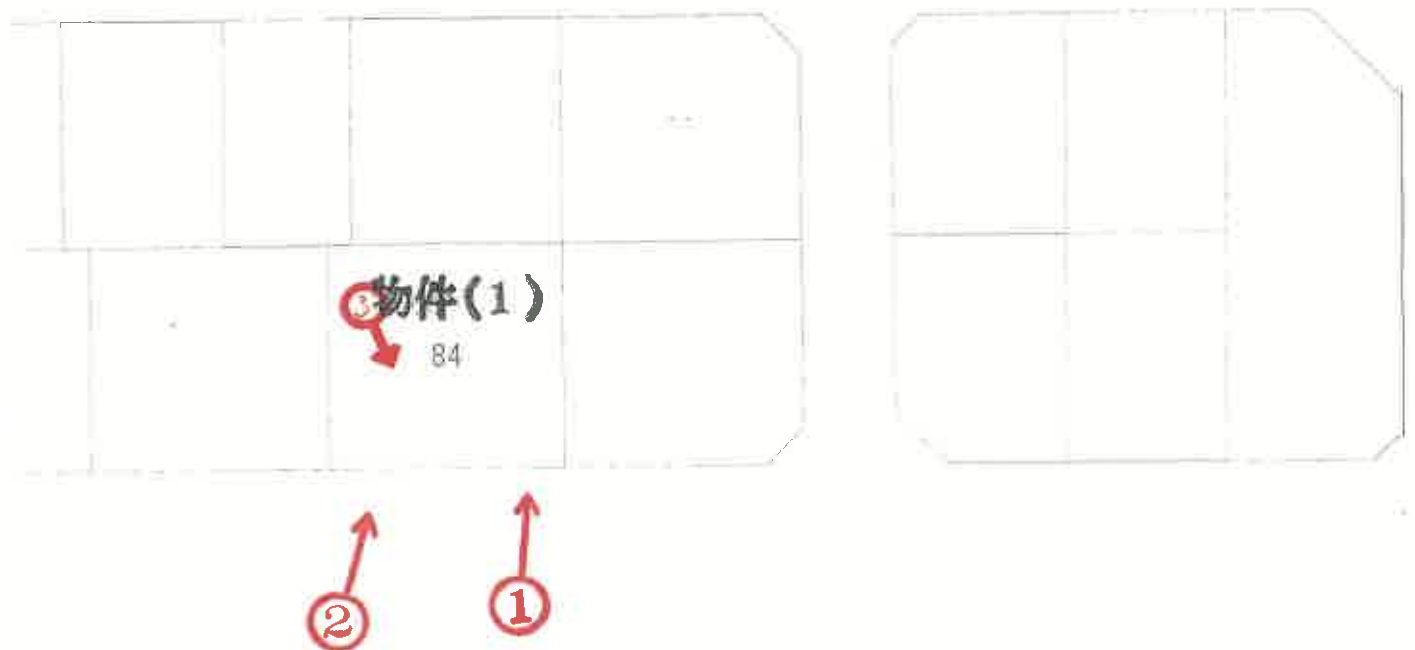
10-220(1)	10-220(2)	10-220(3)	10-220(4)
10-220(1)	10-220(2)	10-220(3)	10-220(4)
10-220(1)	10-220(2)	10-220(3)	10-220(4)
10-220(1)	10-220(2)	10-220(3)	10-220(4)
10-220(1)	10-220(2)	10-220(3)	10-220(4)
10-220(1)	10-220(2)	10-220(3)	10-220(4)
10-220(1)	10-220(2)	10-220(3)	10-220(4)
10-220(1)	10-220(2)	10-220(3)	10-220(4)
10-220(1)	10-220(2)	10-220(3)	10-220(4)
10-220(1)	10-220(2)	10-220(3)	10-220(4)

縮 尺	1/500
-----	-------

土地位置関係図



(+○は写真番号および撮影位置・方向)



当図面は、土地のおおよその位置関係を示した参考図であり、
土地の範囲・境界を確定的に示すものではない。

令和7年（ケ）第30023号



①



②



③

令和 7 年 (ケ) 第 30023 号
令和 7 年 7 月 16 日 現地調査
令和 7 年 8 月 7 日 評価

神戸地方裁判所
尼崎支部 御中

評 価 書

<土地のみ用>

評価人 不動産鑑定士

明井 英雄

第1 評価額

番 号	評 価 額
1	金14,600,000円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 地 地 地 在 番 目 積	物件目録記載のとおり	
	所 地 地 地 在 番 目 積		
特 記 事 項			
	特にない		

第4 目的物件の位置・環境等

土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	阪急電鉄線 中山観音駅の北方 約1km（道路距離） （附属資料所在図参照）	
付 近 の 状 況	中規模戸建住宅を主体とする区画整然とした住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 50 % 100 % 防火指定なし 特になし
画 地 条 件	規模 218.61㎡ のほぼ正方形地 間口×奥行 約15.1m×約14.5m	
接面道路の状況	南側 約5.8m市道	
土 地 の 利 用 状 況 等	土地所有者が更地の状態で占有している。	
供給処理施設	上 水 道 あり ガ ス 配 管 あり 下 水 道 あり （注）供給処理施設における「あり」・「なし」とは対象物件の前面道路に引込み可能な該当施設の本管が通っている・通っていない状態にあることをいう。	
土 壌 汚 染 等	土壤汚染の可能性について特段の情報は得られなかったが、その有無及び内容について確実な情報を得るには専門調査機関による土壤汚染状況調査を要する。	
特 記 事 項	・ 隣接地とは塀や擁壁で概ね明瞭に区分されており、形状は概ね地積測量図のとおりである。 ・ 南西端部分にはカーポートが設置されている。 ・ カーポート部分を除く敷地部分は、道路面よりも約1.5m高位にある。また、北側隣接地とも高低差があり、北側隣接地は物件1土地に比して約1.5m高位にある。 ・ 物件1土地内には、「好評分譲中」と書かれたのぼり旗が3本立っている。	

第5 評価額算出の過程

1 土地価格の判定

目的土地の価格を次のとおり求めた。

番 号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	土地価格(円) ア×イ×ウ×エ
1	97,300	0.98	218.61	1.00	20,850,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 宝塚-28

公示価格等(円/㎡) 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格(円/㎡)
 $93,500 \times 102/100 \times 100/100 \times 100/98 \rightleftharpoons 97,300$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率

◇標準化補正：不要(1.00)

◇地域格差：街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率
 $100/100 \times 100/98 \times 100/100 \times 100/100 \rightleftharpoons 100/98$

イ 個別格差：方位、道路及び隣接地との高低差等(0.98)

ウ 地 積：登記記載数量

エ 建付減価：必要なし

2 評価額の判定

上記により求めた価格に、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

なお、件外建物がある場合にはその建物の有する土地利用権等が付着することによる制約を底地割合で考慮した。

番 号	土地価格(円) ア	底地割合 イ	市場性 修正 ウ	競売市場 修正 エ	評 価 額 (円) ア×イ×ウ×エ
1	20,850,000	1.00	1.00	0.70	14,600,000
一 括 価 格 (合 計)					14,600,000

イ 底地割合：必要なし

ウ 市場性修正：必要なし

エ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

- 1 地価公示価格等 宝塚－28
所 在 : 宝塚市中山台1丁目132番
「中山台1－8－14」
価 格 : 93,500円/㎡
位 置 : 阪急電鉄線「中山観音」駅より道路距離1.2km
価 格 時 点 : 令和7年1月1日
地 積 : 210㎡
供給処理施設 : ガス、水道、下水
接 面 街 路 : 北側幅員6m市道に接面
用 途 指 定 等 : 第1種低層住居専用地域（建ぺい率50%，容積率100%）
地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域
- 2 固定資産税評価額（令和7年度）
物件1 : 13,116,600円

第7 附属資料

- 1 対象不動産及び地価公示地等の所在図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 参考写真

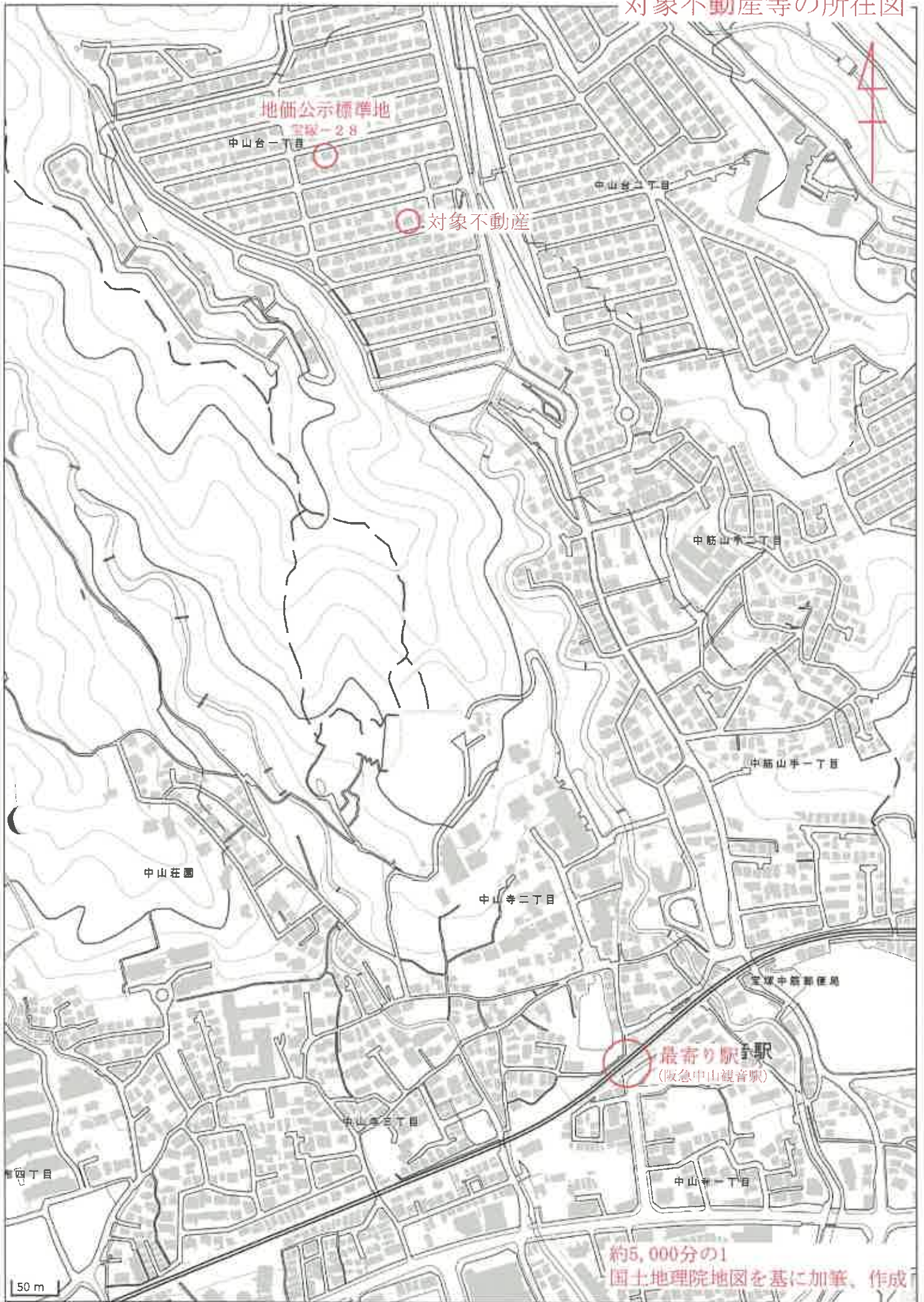
以 上

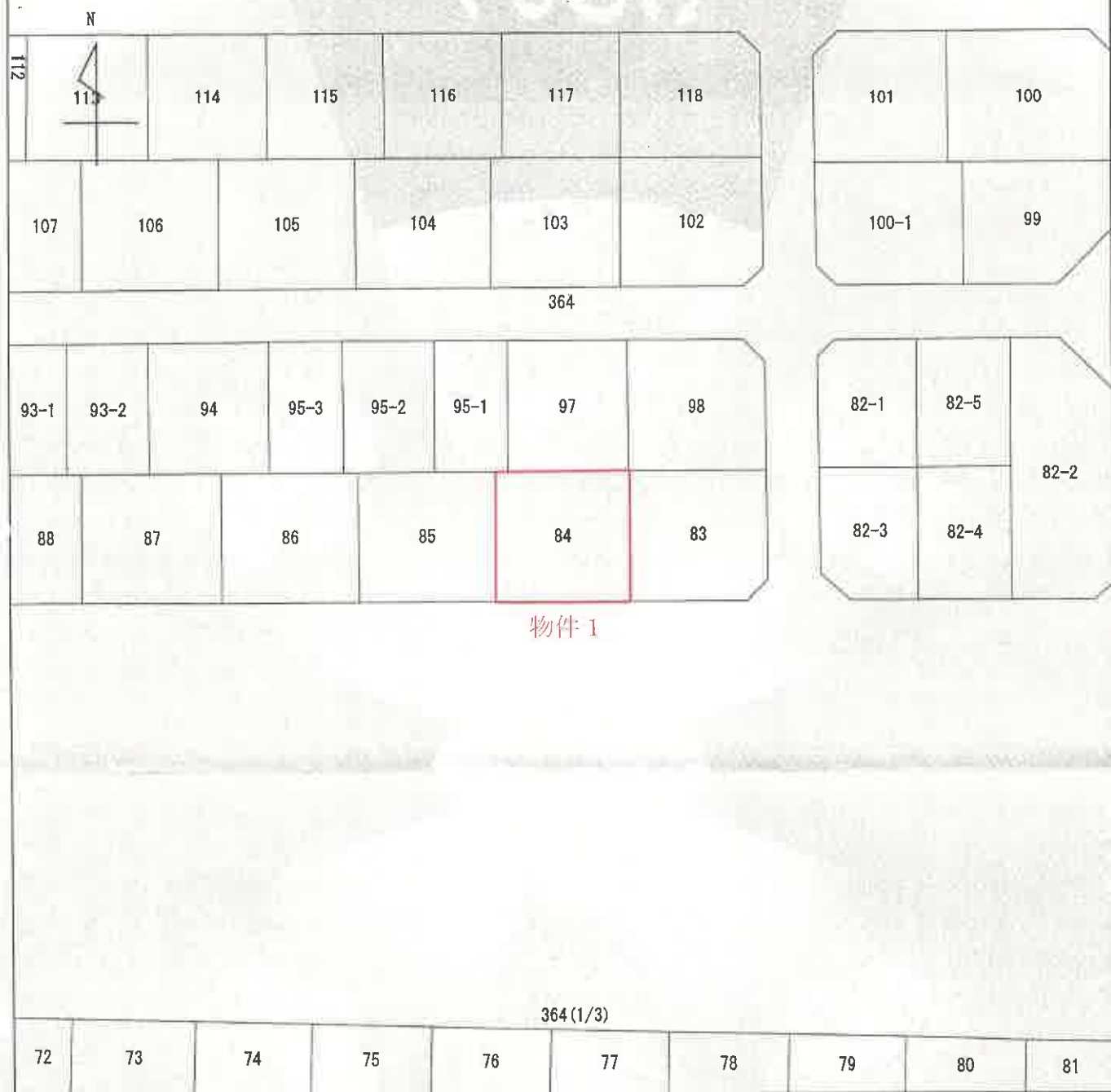
物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|--------------|
| 1 | 所 | 在 | 宝塚市中山台一丁目 |
| | 地 | 番 | 84番 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 218.61平方メートル |



対象不動産等の所在図





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番 区域見出	中山台 1 丁目	A 中山台 1 丁目

請 求 部 分	所 在	宝塚市中山台一丁目				地 番	84番			
出 力 縮 尺	1/500	精 度 区 分		座 標 系 番 号 又 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原 図)			補 事 記 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(神戸地方法務局伊丹支局管轄)

令和7年5月16日
大阪法務局

請求番号：45-2
(1/1)

登記官

A3判をA4判に縮小

10-207 宝塚市中山台1丁目
10-210 宝塚市中山台1丁目
10-224 宝塚市中山台1丁目

番	10-207	10-210	10-224
土地の所在	宝塚市中山台1丁目		

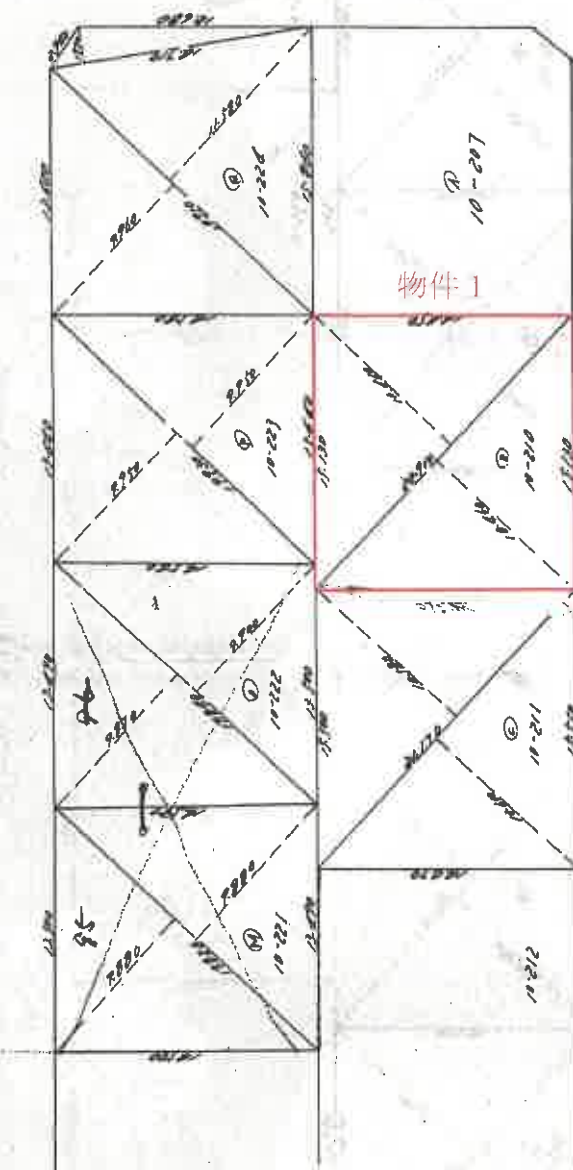
宝塚市中山台1丁目

10-210 - 84
10-211 - 85
10-221 - 95-1
10-222 - 96 → 95に合算
10-223 - 97
10-224 - 98

地積測量図

95番地積更正
96は95番に合算

96(10-222)は95に合算



10-210	21.00 × 10.00 = 210.00
10-211	21.00 × 10.00 = 210.00
10-221	21.00 × 10.00 = 210.00
10-222	21.00 × 10.00 = 210.00
10-223	21.00 × 10.00 = 210.00
10-224	21.00 × 10.00 = 210.00

10-210	21.00 × 10.00 = 210.00
10-211	21.00 × 10.00 = 210.00
10-221	21.00 × 10.00 = 210.00
10-222	21.00 × 10.00 = 210.00
10-223	21.00 × 10.00 = 210.00
10-224	21.00 × 10.00 = 210.00

10-210	21.00 × 10.00 = 210.00
10-211	21.00 × 10.00 = 210.00
10-221	21.00 × 10.00 = 210.00
10-222	21.00 × 10.00 = 210.00
10-223	21.00 × 10.00 = 210.00
10-224	21.00 × 10.00 = 210.00

338518

縮尺 1/200

作製年月日
昭和43年7月2日

作製者

昭和43年7月8日

申請人



1/2

83
84
93
94
95
96
97
98

新
10-207 後
10-210
10-224

前
10-207 後
10-210
10-224

10-207 後
10-210
10-224

10-207 後
10-210
10-224

10-207 後
10-210
10-224

10-207 後
10-210
10-224

10-207 後
10-210
10-224

10-207 後
10-210
10-224

10-207 後
10-210
10-224

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5

43.7.5



対象物件を
東方から撮影



対象物件を
南西方から撮影



対象物件を
南方から撮影